



忘れないで納期限

- 固定資産税 第3期
- 国民健康保険税 第3期

納期限は
9月30日(火)です
忘れずに納めましょう

ご利用ください

北檜山職業相談室からのお知らせ

雇用保険受給手続から認定・給付まで、ご本人の申し出によりハローワーク八雲で受付ができますのでご利用ください。

ハローワーク函館・北檜山職業相談室への10月・11月の職員派遣日は次のとおりです。大成区の方の管轄は江差出張所となります。

●派遣日時

- ・10月22日(木) 13時～17時
- ・10月23日(金) 9時～12時
- ・11月19日(木) 13時～17時
- ・11月20日(金) 9時～12時

【問合せ】 北檜山職業相談室

☎0137・84・5724

【問合せ】 ハローワーク八雲

☎0137・62・2509

【問合せ】 ハローワーク江差

☎0139・52・0178

ご利用ください

函館弁護士会による法律相談のお知らせ

函館弁護士会では、弁護士による法律相談を行っています。(相談無料・予約制)

●日時

・10月10日(金) 13時～16時

●相談件数/6件

●場所/ふれあいプラザ

【予約先】 函館弁護士会

☎0138・41・0232

ご利用ください

函館裁判所出張手続案内のお知らせ

函館裁判所から職員が出張し住民の皆さんを対象とした出張手続案内を行います。(相談無料・予約制)

●日時

ご利用ください

司法書士による無料相談のお知らせ

相続・贈与・売買・会社設立・債務整理・成年後見など心配ごとについてご相談ください。(相談無料・予約制)

【問合せ】 函館地方裁判所

☎0138・38・2372

ご利用ください

担当相談員

・司法書士 森 奈津美

【予約先】 役場総務課総務係

☎0137・84・5111

●相談内容

- ・年金、老人保健・福祉、道路、登記、郵便、消費者保護、雇用保険、役所の窓口サービスなど

ご利用ください

「秋の行政相談週間」10月20日(月)～26日(日)

行政相談週間にちなんで、次のとおり特設行政相談所を開設します。毎日の暮らしの中で、国の役所や特殊法人などが行っている仕事に関して困っていること、納得できないこと、意見をお持ちの方はお気軽にお問い合わせください。相談は無料。秘密は守られます。

●相談内容

- ・相談員 山田卓哉さん
- ・10月21日(火)ふれあいプラザ
- ・10月22日(水)やすらぎ館
- ・10月23日(木)大成町民センター

【問合せ】 役場総務課

☎0137・84・5111

ご利用ください

江差調停会「無料調停相談」のお知らせ

金銭、土地建物、サラ金、交通事故、離婚など、家庭内親族間の紛争について調停委員が相談に応じます。(秘密厳守)

●日時

・10月16日(日) 10時～15時

●場所

・江差町文化会館会議室(江差町字茂尻町71)

【問合せ】 江差簡易裁判所庶務課

☎0139・52・0174

ご利用ください

無料電話公証相談を実施します

日本公証人連合会では、公証制度を広く普及させるため、毎年10月に公証週間を定め、その期間中、日本公証人連合会と東京公証人会が関東公証人会の応援のもとに電話無料公証人相談を実施します。

●日時

・10月1日(火)～7日(日)(7日間)

9時30分～16時30分
(正午～13時は休憩)

【相談受付】 電話無料相談専用

☎03・3502・8239

戸籍の窓口

(8月1日～8月31日届出)



お誕生おめでとう

○駒谷 希乃ちゃん (正美) 本町4区

ご結婚おめでとう

〔和田 秀文さん 本町10区
石井 晴奈さん 本町10区

おくやみ申し上げます

○佐々木正三さん (89歳) 若松
○勝山 ツルさん (91歳) 若松
○長谷部清人さん (81歳) 愛知
○岡島よしのさん (90歳) 北檜山
○堀部 アイさん (86歳) 久遠
○西澤 齊さん (77歳) 花歌
○川本 貞子さん (70歳) 長磯
○中澤 容子さん (80歳) 都

この欄に掲載をしている方は、本人またはご家族の同意を得た方のみ掲載しています。

必ずチェック 最低賃金！使用者も、労働者も

平成26年10月8日からの

最低賃金は **748円**

北海道内で事業所を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなど含む）に適用されます。

人口と世帯

8月末現在 (前月比)

人口	8,891人	(-13)
北檜山区	5,050人	(-5)
瀬棚区	2,085人	(0)
大成区	1,756人	(-8)
男	4,187人	(-1)
女	4,704人	(-12)
世帯	4,433世帯	(-3)

問合せ 北海道運輸局函館運輸支局
0138・49・8864

「自動車点検整備推進運動」を実施中
北海道運輸局函館運輸支局では、自動車の確実な点検・整備の実施を図るため、9月、10月の2か月間「自動車点検整備推進運動」を実施します。
自動車には、点検時の検査とは別に、乗用車では1年ごと、貨物車では6か月ごとなどの定期点検整備の義務付けがあります。
安全性の確保や排出ガスなどの環境性能を維持するため、黄色い標識が目印の北海道運輸局承認工場などで確実に点検整備を実施しましょう。

確認ください

注意ください
自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人保障を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください。

問合せ 北海道運輸局函館運輸支局
0138・49・8863

戸籍年金係からのお知らせ

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ 国民年金保険料の追納をお勧めします

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める（追納）ことができます。

ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。



- 一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていない場合は追納はできません。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より古い（先に経過した）月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。
- 「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらかを優先して納めるか本人が選択できます。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。
- 「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。

函館年金事務所による年金相談（完全予約制）

日時：10月1日(水) 11:00～15:20 ※時刻変更されます/場所：せたな町役場

国民年金に関するお問い合わせ先 函館年金事務所 0138-56-1165

- 本庁⇒町民児童課戸籍年金係 [担当/萩原] 0137-84-5111
- 瀬棚総合支所⇒地域町民課住民係 [担当/稲船] 0137-87-3311
- 大成総合支所⇒地域町民課住民係 [担当/堀部] 01398-4-5511